

## 一般提携契約の条件

2025 年 8 月 1 日改定

### ■ 契約形態

設置事業者さまによる一般提携約款への合意、及び当社からの提携承認通知による契約成立とします。

### ■ 契約条件（以下の各項目を満たすこと）

1. 充電器メーカーに対して、提携対象となる充電器が、電動車両<sup>※1</sup>と接続できる<sup>※2</sup>要件を満たしている確認を行うこと
2. 当社や自動車メーカー等が充電サービスを提供するため、会員が会員用認証カードを用いて充電器を利用できるようにすること
3. 充電器の日常点検、清掃、保守、メンテナンスその他の通常行われるべき充電器の管理
4. 会員に対する充電器へのアクセスの確保（充電器を設置した施設の営業時間中、常時充電器を稼働させること並びに公道から充電器までの車路及び歩行路を確保することを含む。）
5. 充電器の円滑な利用のために必要なこと
  - ① 充電サービスの利用に必要な電力の提供
  - ② 提携店シールの充電器への貼付（充電器の操作画面に提携店シール相当の表示を含む）
  - ③ 充電サービス提供時間におけるコールセンターサービス<sup>※3</sup>の提供及びコールセンターの連絡先の明示
  - ④ 認証ネットワークサービス<sup>※4、5</sup>の提供<sup>※6</sup>
  - ⑤ 充電器が故障した場合の充電器メーカー等への連絡及び充電器の利用再開までのフォローアップ
6. 会員への充電サービスの提供に必要な情報の、当社に対する継続的提供
  - ① 充電器の利用可能時間の変更等にかかる情報
  - ② 充電器の点検、故障その他のやむを得ない理由により、充電サービスを受けることができない時間帯が生じた場合又は生じることが判明した場合における当該時間帯にかかる情報

※1 「電動車両」とは、「PHEV（Plug-In Hybrid Electric Vehicle の略で外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車（トラック、バス、二輪車を含む））および「EV」（Electric Vehicle の略で、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車（トラック、バス、二輪車を含む））をいいます。

※2 「接続できる要件」とは、次の通りです。

|       | 電動車両と接続できる要件                                                                             | 参考情報                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 急速充電器 | ① CHAdeMO（チャデモ）協議会が規定する認証を取得していること<br>② 充電器出力は 25kW 以上であること（単相 200V 駆動の場合は 20kW 以上であること） | CHAdeMO 協議会とは、自動車メーカー及び充電器メーカーで構成される、急速充電器の標準規格を制定する組織                |
| 普通充電器 | JARI が規定する認証を取得していること、かつ上記の※1 において定める電動車両との接続確認を済ませていること                                 | JARIとは、電動車両の規格・標準の策定など、自動車に関する総合的な研究を行う、中立的・公益的な機関。正式名：一般財団法人日本自動車研究所 |

※3 コールセンター対応とは、充電器や認証用機器の利用方法、利用時のトラブル、故障連絡等に関する照会を電話により受け付けるサービス対応をいいます。

※4 「認証ネットワークサービス」とは、会員が充電器による充電サービスの利用を希望する場合に、機械的装置で当該

会員の会員用認証カードを読み込み、充電器を管理するシステム※<sup>5</sup>を介して会員管理システムに接続し、会員管理システム上で登録されている会員情報と当該会員用認証カードの情報を照合することにより、当該充電サービスの利用希望者が会員であることを確認し、その確認ができた場合、当該会員による充電器の利用を可能にするサービスをいいます。

※5 認証には、認証プロバイダーとの通信利用契約が必要で、当社は、エネゲート、ジャパンチャージネットワーク、トヨタコネクティッド、BIPROGY（旧日本ユニシス）、NEC 等の認証プロバイダーとシステム関係しています。なお、当社でも認証プロバイダーとしてのサービスを提供可能です。

※6 通電開始時刻、通電終了時刻、通電時間のそれぞれの取得が可能であることが必要です。急速充電器は充電1回の上限時間を 30 分とする通電時間設定が可能であることが必要です。これらの条件を満たせない場合は、申請者自身のご負担により改修したうえで、申請をしてください。

※7 上記は、当社が個別に認めた場合を除く。

## ■ 契約期間と提携料

### 1. 契約期間

当社が一般提携の申請を承認した日からその 1 年後の応当日まで（特段の意思表示がない場合には自動延長）

### 2. 提携料のお支払い

当社は、設置事業者さまに対し、会員用認証カード※による提携充電器利用に係る料金を提携料としてお支払いします。

- ・ 支払条件：1 回／四半期
- ・ 支払単価：急速充電器 15.4 円(税抜価格 14.0 円)／分  
普通充電器 2.2 円(税抜価格 2.0 円)／分

※「会員用認証カード」とは、当社や自動車メーカー等が会員に対して発行する、当社が定める共通マークを表示したフェリカ方式の非接触 IC カード又は当該カードと同等の機能を実現する携帯電話その他携帯情報端末をいいます。

## ■ 一般提携契約 申請期限

予告なく申請期限を定める場合があります。

## ■ ご注意いただきたいこと

1. 充電器の設置、及び認証機搭載に関わる手続きや費用は、すべて設置事業者さまのご負担となります。
2. 一般提携申請の受付は、原則として充電器などの設置後となります。設置前に一般提携の申請を検討される場合には、「一般提携契約の条件」、及び「よくあるご質問」の内容をご確認ください。なお、申請いただいた案件は、個別の確認を経て、提携できない場合もありますので、ご注意ください。
3. 充電器の設置場所となる施設は、「公共サービスの提供」及び「会員制充電サービス」の観点から、一定の法的規制を受ける施設においては、一般提携契約の対象外となる場合があります。
4. 充電器の設置、及び認証機搭載の際に、次世代自動車振興センター（NeV）補助金等を活用される場合は以下をご確認ください。[http://www.cev-pc.or.jp/lp\\_evphvcharge/](http://www.cev-pc.or.jp/lp_evphvcharge/)
5. 次世代自動車振興センター（NeV）の補助金等を活用された場合、「財産処分の制限について」に該当する可能性があります。詳しくは、次世代自動車振興センターにご確認ください。

以上